

# 令和6年度「ひろしまユニコーン10」海外進出支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度「ひろしまユニコーン10」海外進出支援業務

## 2 業務目的

広島県では、いわゆるユニコーン企業に匹敵するような企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標とした「ひろしまユニコーン10」プロジェクトに令和4年度から本格的に取り組んでいる。

この取組もあり、県内のスタートアップ企業等の裾野は徐々に広がりつつあり、企業の成長フェーズも進んできている。

一方で、ユニコーン企業に匹敵するような企業への成長には、より大きな市場の獲得が必要であり、海外進出が不可欠である。

県が実施した調査において、海外進出を志向する県内のスタートアップや中小企業が多数確認されており、東南アジアが進出地域として最も多く検討されている。

東南アジアは世界で急速に成長している経済圏の一つであり、多くの国々で中産階級が拡大している。この成長市場に参入することは、企業にとって大きな成長機会となると考えられる。

そこで、本業務では、東南アジアでの事業展開を志向する県内スタートアップや中小企業に対し、現地での事業展開に必要なネットワークの構築や人材の獲得、拠点設置等の支援を実施し、海外進出のスピードを早め急成長を促すことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務内容

### (1) 実施概要

広島からユニコーンのような急成長を志すスタートアップや中小企業のうち、東南アジアへの進出を志向する企業（以下、「支援対象企業」という）を対象に、現地での事業展開に必要なネットワークの構築や人材の獲得、拠点設置等の支援プログラムの企画および運営を行うこと。

本仕様書の他、これから公募プロポーザル審査により選定される事業者が提出する「令和6年度「ひろしまユニコーン10」海外進出支援業務提案書」に定める内容を基本とし、県と協議の上、以下に掲げる委託業務の全てに係る設計・実施・管理・運営

を行うこと。

なお、実施内容については県と協議の上、適宜変更が可能とするが、実施内容・スケジュール等を変更する場合は、必ず事前に県の許可を得ること。

また、以下の記載事項は最低限の要件を定めたものであり、記載事項の諸条件を考慮の上、本業務の目的の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

## (2) 事業目標

応募企業数〇社以上、海外のパートナー企業との関係継続先〇社以上などK P Iを示すこと。

## (3) 支援内容

受託者は、次の（ア）～（エ）に記載する内容についてすべて実施すること

### （ア）ネットワーク構築

支援対象企業の海外進出に必要なネットワーク構築を支援するため、支援対象企業と現地パートナー候補との面談を含む現地渡航を必須とするプログラムを企画し実施すること。また、支援については下記の諸条件をすべて満たすこと。

- 渡航前に参加企業の進出計画のブラッシュアップ支援を行うこと
- 現地において、支援対象企業の求める面談候補先のリストアップ及び面談のセッティングを支援すること
- 現地でのパートナー候補との面談は各支援対象企業が求める面談数を確保できるように努めること（支援対象企業ごと最低5社以上）
- 帰国後、支援対象企業が現地渡航で築いたリレーションを基に推進する海外進出について、進捗を把握するとともに定期的なフォローを行うこと

### （イ）拠点設置支援

支援対象企業がネットワーク構築後に進出活動が円滑に行えるように、進出までの東南アジアでの活動拠点及び現地窓口を準備すること

### （ウ）現地人材の採用支援

支援対象企業が東南アジアへ進出するにあたって現地での人材採用を検討する場合は、その採用活動について支援すること。また人材紹介手数料等が発生する場合、その費用の一部（250万円あるいは費用の1/2のいずれか低い金額）を、本業務の委託料から負担すること

#### (エ) 進出活動補助金

本業務は、広島県が別で実施する「令和6年アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金」(※以下、「アニマル補助金」という)と連携することとする。

受託者は、支援対象者がアニマル補助金を申請する場合、事前に申請内容のサポートを行うとともに、アニマル補助金に採択された際は東南アジア進出について個別のサポートを実施すること。

#### (4) 支援対象企業の募集と選定

事業の募集説明会を開催するなど、広く県内企業に周知・募集を行い、支援対象企業を選定すること。

また、選定に際しては、より東南アジアでの成功が見込まれる先を選定できるよう工夫すること。

##### ○ 選定企業

県内に拠点を有する企業6社以上

##### ○ 参加者の募集方法

参加する企業の募集のためのツール(チラシ等)を作成するなど、より効果が期待できる方法で広く周知すること。WEBページは県のHPも活用することとする。

##### ○ 採択企業の決定

応募が多数の場合、あらかじめ定めた基準に基づき審査を行い採択企業を決定することとする。なお、選定基準は県と協議の上、設定すること。

### 5 特記事項

○ 参加企業への連絡等調整は受託者が行うこと。

○ 参加者の情報(住所、氏名、年齢、所属等)を把握し、名簿にまとめ、適切に管理すること。

### 6 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

### 7 支援対象企業の旅費について

本業務で実施するネットワーク構築支援における現地渡航に係る旅費については、本委託業務費からその一部を負担することとする。なお、負担金額は支援対象企業一社あたり一律とし、算出方法は以下のとおりとする。

<算出方法>

航空機等交通費 38,000円 + (現地宿泊費 6,400円 × 現地プログラム参加のために必要な現地宿泊日数)

## 8 委託料上限額

38,000千円

## 9 完了検査及び委託料の精算

受注者は、業務を完了した日から10日以内又は業務期間終了までに実績報告書（業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。なお、委託料は、経理書類に基づき算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。

## 10 留意事項

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲において仕様変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (7) 受託者は、本事業を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた事項については、広島県と受託者とが協議して定めるものとする。